

中労委、平2不再13・14、平5.5.12

命 令 書

|   |                        |
|---|------------------------|
| 平成2年(不再)第13号事件<br>再審査申立人                    | Y                      |
| 平成2年(不再)第14号事件<br>再審査申立人                    | 社団法人 日本調教師会            |
| 平成2年(不再)第13号事件<br>平成2年(不再)第14号事件<br>再審査被申立人 | 全労連・全国一般労働組合<br>千葉地方本部 |
| 平成2年(不再)第13号事件<br>平成2年(不再)第14号事件<br>再審査被申立人 | X                      |

主 文

- I 初審命令主文を次のとおり変更する。
- 1 再審査被申立人らの再審査申立人社団法人日本調教師会に対する本件救済申立てを却下する。
  - 2 再審査申立人Yは、再審査被申立人Xに対して行った昭和61年3月13日付け解雇がなかったものとして取り扱い、同人を原職に復帰させなければならない。但し、原職への復帰については、再審査申立人Yが再審査被申立人Xの日本中央競馬会美浦トレーニング・センター内の他の厩舎の厩務員としての就職の斡旋に努め、本件命令交付の日から3ヵ月以内にこれが実現した場合はこの限りでない。
  - 3 再審査申立人Yは、本件初審命令交付の日から前項の原職に復帰させた日又は他の厩舎に就職が実現した日までの間に再審査被申立人Xが受けるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。
  - 4 再審査被申立人らのその余の本件救済申立てを棄却する。
- II その余の本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

1 当事者等

- (1) 平成2年(不再)第13号事件再審査申立人Yは、肩書地の日本中央競馬会美浦トレーニング・センター(以下「美浦トレセン」という。)内でY厩舎を経営する社団法人日本調教師会所属の調教師(以下同人を「Y調教師」という。)である。なお、本件初審申立時において、同厩舎は20馬房を擁し、厩務員は11名、調教助手は1名、騎手は2名であった。
- (2) 平成2年(不再)第14号事件再審査申立人社団法人日本調教師会(以

下「調教師会」という。)は、日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)から免許を受けた調教師を会員とし、調教師の技術の向上及び厩舎業務に係る諸制度の施行・改善を行い、もって競馬の健全な発展に寄与することを目的として設立された団体であり、肩書地に主たる事務所及び関東本部を置くほか、滋賀県栗太郡栗東町に関西本部を設けている。なお、昭和61年4月1日現在の会員は221名であった。

- (3) 平成2年(不再)第13号事件及び同年(不再)第14号事件再審査被申立人全労連・全国一般労働組合千葉地方本部(以下「組合」という。)は、千葉県内に働く労働者を主な対象として組織する労働組合である。なお、組合の下部組織として美浦トレセン内の厩舎で働く厩務員及び調教助手(以下「厩務員等」という。)で組織する労働組合である美浦トレーニングセンター競馬場分会(以下「分会」という。)があり、本件初審申立時の分会員は約380名である。

組合は、本件初審申立時においては、総評全国一般労働組合千葉地方本部と称していたが、平成2年9月10日、組合規約を改正し、その名称を現名称に変更した。

- (4) 平成2年(不再)第13号事件及び同年(不再)第14号事件再審査被申立人X(以下「X」という。)は、分会の組合員であり、Y厩舎の厩務員であったが、後記4の(1)のY調教師に対する暴行(以下「本件暴行」という。)を理由として、同(2)のとおり、昭和61年3月1日付けで解雇された。
- (5) なお、競馬会から免許を受けた調教師の下で働く厩務員等が組織する労働組合としては、分会のほか、美浦トレセン内に日本中央競馬会関東労働組合(以下「関東労」という。)が、関西地区には全国競馬労働組合(以下「全馬労」という。)があり、それぞれ約920名、約1,200名を擁している(以下分会、関東労及び全馬労を総称して「厩務員組合」という。)。
- そして、昭和61年2月当時のY厩舎内の分会の組合員は7名、関東労の組合員は5名であった。

## 2 調教師会、調教師及び厩務員の関係

- (1) 調教師会は、前記1の(2)の目的達成のため、調教師等の研修に関する事業を行うほか、使用者団体として、各厩務員組合と団体交渉を行ったり、各厩舎で統一して施行する就業規則の雛形を作成したり、人事委員会を設けて厩務員の募集、採用及び転厩(厩務員等が所属厩舎を移ること。)について審議したり、後記4の(1)のト及び(2)のヌのとおり、懲戒委員会を設けて厩務員の懲戒について審議する等、厩務員等の労務に関する業務を行っている。
- (2) 調教師は、厩務員等を雇い、馬主から馬の預託を受け、自ら又は厩務員等を指揮して馬の飼育管理、調教を行い、これらの対価として馬主から受ける預託料、預託馬の獲得した競馬賞金の一定割合(調教師にあつては賞金の10%)の進上金等の資金をもって厩舎を経営している。

なお、厩務員の労務関係については、上記(1)のとおり、各厩舎の間に不均衡が生じないように調教師会の指導等により統一が図られており、各調教師は、調教師会を通じて厩務員等の一時金の8割ないし9割を、また、退職金の全額をそれぞれ競馬会から補助を受けている。

- (3) 厩務員は、調教師の指揮命令を受け、預託馬の飼育管理を行うが、現在美浦トレセン内の厩務員は一人2頭の馬を受け持っている（厩務員等が受け持っている馬を以下「担当馬」という。）。厩務員は、調教師から支給される給与のほか、担当馬が獲得した競馬賞金の5%の進上金を受け取ることができることとなっている。

### 3 Y厩舎における労使事情

#### (1) 厩舎の労務問題等

イ Y厩舎には、騎手として、Y調教師の息子であるC1（以下「C1騎手」という。）及び娘婿であるC2（以下「C2騎手」という。）の2名（以下C1騎手及びC2騎手の両名を併せて「両騎手」という。）が所属している。なお、美浦トレセン内で身内の者だけを所属騎手としている厩舎は、同厩舎のみであった。

ロ 騎手の免許は毎年更新され、年間60回以上騎乗することがその条件の一つとされていることもあって、Y調教師は両騎手をY厩舎の預託馬が出走するレースの約9割に騎乗させていたが、両騎手の成績は芳しくなく、同厩舎の厩務員が受ける進上金の平均額は、全厩舎の平均より少なかった。

すなわち、昭和60年第5回中山競馬8日目終了時点における同年の両騎手の成績は、関東地区の全騎手119名中、C1騎手は92位、C2騎手は107位であり、また、同年の同厩舎の成績（獲得賞金額）は、全国の調教師229名中209位で調教師会関東本部の所属調教師のうちでは下から2番目であった（最下位の調教師は、免許取得後1年ほどで、馬房数も6ないし7と少なかった。）。そして、同年の同厩舎の厩務員1人当たりの進上金の平均額は、228,349円（全厩舎の平均は約90万円）となり、同58年の約79万円、同59年の約57万円に比べ激減した。

同59年9月頃、Y調教師は、厩務員の要求を入れフリーとしたC1騎手を同人の収入への配慮から同60年3月頃再び同厩舎の所属騎手とした。

これらのことから、厩務員の間には、騎手（乗役）の選定問題（以下この問題を「騎手問題」という。）を始めとしたY調教師の厩舎運営について、強い不満が生じていた。

ハ Y厩舎では、昭和57年頃から、「厩舎会議」と称してY調教師が呼び掛けて、又は厩務員等が自主的に招集して厩舎内の諸問題を話し合う会議が開かれていた。同会議では、騎手問題のほか放牧馬や出張馬の選択の誤り、無計画な調教、厩務員等に対する適切な労務指揮がなされていないこと、競馬出走の事前の通知が十分でないこと等Y調教師

の厩舎運営の方法や服務員等の労務管理のあり方に対して不満が出されることがあった。しかし、同調教師は、厩務員等から要請されて出席した際、途中で退席したり、厩務員等の要望に対して曖昧な回答をすることが多かった。

そして、同60年に4、5回開かれた厩舎会議では、上記口のように同厩舎の成績が落ち込んだこと等から、特に騎手問題が大きな問題となった。会議では主にXが発言したが、厩務員が、乗役を同厩舎の所属騎手以外の騎手にも頼むこと、特に新馬の乗役については有名騎手に依頼することを再三強く求めたのに対し、Y調教師は、「要求については配慮したい。」旨答えた。

ニ また、昭和60年12月頃、Y厩舎では、成績不振を契機とした不満、苦情等を解消することを目的に調教師会及び同厩舎の厩務員等が所属する労働組合の立会いの下でY調教師と同厩舎のそれぞれの厩務員組合の代表者との話し合いが持たれることとなった。なお、このように厩舎内の労務問題で調教師会、厩務員組合立会いの下で話し合いが開かれることは極めて稀であった。

そして、同月12日には調教師会と関東労が、同月13日には調教師会と分会が立ち会い、話し合いが持たれた。このうち、分会が立ち会った話し合いには、XとA1（以下「A1」という。）が同厩舎の分会組合員の代表として出席した。この話し合いの際、Xは、Y調教師が放牧する馬を間違えたこと、登録していない馬を出張させたこと等ミスを指摘した。また、同人及びA1からは、「乗役については、たまには所属騎手以外の騎手も乗せるよう求めてきたが、配慮がされていない。」等の不満が、分会からは、「厩務員の勤務実態にも問題があるが、約束されたことが実行されていないことがある。」等の労務管理上の問題点が出された。これに対しY調教師は、Xの指摘したミスについては「反省している。」旨答え、「至らないところは十分反省してやっていくので皆さんも協力をお願い致します。」と述べた。

ホ 同月14日、上記話し合いを踏まえ、厩舎の者のみで厩舎会議が開かれたが、ここでも騎手問題が話題となり、Y調教師は、所属騎手以外の騎手を使うことについて検討することを約束した。なお、同会議では、後記5の(1)のロのとおり、Aによる暴行事件があった。

## (2) Xの組合活動

Xは、昭和41年5月、厩務員になるのとほぼ同時に分会に加入し、同45年頃の1年間分会の執行委員を務めたことがあった。その後、同人は、Y厩舎の分会組合員を代表する代議員や春闘時の闘争委員を務めたこともあった。この間、Xは、代議員として職場の苦情についてY調教師との交渉に当たったり、上記(1)のニのとおり同厩舎の分会組合員を代表する者として話し合いに出席し、改善を求めたりした。また、同57年頃の厩舎会議で出された厩務員の不満を取りまとめ、これに対する改善を求め

た「要望書」をY調教師に手渡し、回答を求めたこともあった。

#### 4 本件Xの解雇について

##### (1) 本件暴行

イ 調教の開始時刻は、調教師会と各厩務員組合との間で口頭による申合せがなされていたが、本件暴行が生じた昭和61年2月18日は、午前8時から調教を開始する厳寒期から午前7時から調教を開始する冬期への切替えの日であった。しかし、厩舎によっては、調教師の判断で気候の状況等を勘案して一定期間切り替えを遅らせるところがあった。

ロ 同年は寒さが厳しかったため、Y調教師は、この切替えを遅らせることとし、一部の厩務員等にはこのことを直接口頭で知らせたが、調教開始時刻等を知らせるために設置してある掲示板の表示は厳寒期の午前8時のままにしておき、同日の開始時刻を変更しないことについて特に注意を喚起するようなことはしなかった。また、前日は、当番の者のみが出勤して馬の世話をする全休日であった。

このため、同日、一番早い時刻に担当馬の調教を行う予定になっていたXを含む3名の厩務員とC3調教助手の4名は、同日から調教開始時刻が7時となり、掲示板の掲示は変更を忘れているものと解釈して、この時刻に合わせて作業を開始した。

ハ 同日午前7時30分頃、Y調教師は、Xが担当馬であるニシノティーズ号の調教を終えて自厩舎近くの馬の洗い場の前に戻ってきたのをみて、「まだ寒いから調教開始時刻は8時だ。自分の見ていない所で調教した馬は使わない。」と述べ、Xが弁明する間もなく調教場の方へ去った。

ニ 同日午前8時30分頃、Y調教師は、調教場の入口で同じく担当馬である新馬のキヌブエ号を連れて調教場に向かっていたXから「キヌブエ号の騎手は誰にするのか。」と尋ねられた。Y調教師は、「C2だ。」と答えたが、Xは、「それでは約束が違う。そんな下手くそな騎手ではだめだ。」と述べたところ、同調教師は、「C1（C1騎手）にする。」と言い、調教場の調教師席の方へ去った。

ホ 同日午前10時20分頃、朝の調教を終えて厩舎の休憩室で待機していたXは、Y調教師が調教場から厩舎に戻り、立ち話をしているのを認め、同調教師の方へ近づいて行った。その後XとY調教師は、キヌブエ号の乗役のことで口論となり、上記ニと同様にC2騎手かC1騎手にするというY調教師の話に対し、Xは、「約束が違う。キヌブエ号は、両騎手では調教もできないくらい気性の荒い馬で、両騎手が乗役では勝てない。他の騎手を乗せろ。」と言ったところ、Y調教師は、「両騎手とも競馬会から認められた立派な騎手だ。自分も競馬会から免許を受けている調教師だ。そんなに文句をいうのなら2頭とも使わない。」と答えた。

ヘ これに対しXは、担当馬の出走を強く求めたが、Y調教師はこれに

答えず、無言で背を向けて自宅へ戻ろうとした。そこでXは、Y調教師に翻意を促すため、同調教師の肩に手をかけて振り向かせようとしたところ、同調教師はそれを振り払い、立ち去ろうとした。これに憤慨したXは、同調教師の肩に再度手をかけて振り向かせ、左右の手で2回顔面を殴打した。その場にはC2騎手、C1騎手及び分会員のA1ら3名の厩務員がおり、A1はXの手を押さえ制止した。

ト Y調教師は、無言のまま自宅に帰ると、直ちに自ら自動車を運転して調教師会事務局に赴き、調教師会のB1労務課長（以下「B1課長」という。）に本件暴行を報告した。そこでB1課長は、調教師会の労務担当役員であるB2労務委員長にY調教師の話を経由して報告した。その際、Y調教師は電話を替わり、本件暴行について調教師会の懲戒委員会に諮り、Xに厳重な処分をするよう同委員長に要請した。

なお、調教師会関東本部の厩務員懲戒委員会規程（以下「懲戒委員会規程」という。）では、厩舎内で厩務員を懲戒する必要があると認められる事実が発生したときは、速やかに懲戒委員長に報告するよう調教師に求めており、懲戒委員会（7名以内の調教師で構成。）で決定した懲戒については、「当該調教師は直ちに就業規則第38条に基づき懲戒を行うものとする。」としている。

チ その後、Y調教師は、美浦トレセン内にある競馬共済会美浦診療所（以下「美浦診療所」という。）に赴き、「右顎関節付近の軽度疼痛と、右耳が多少ガーンとする感じ」を訴え受診したが、レントゲン検査による異常、顔面打撲による外傷、腫脹、皮下出血等は認められず、消炎鎮痛薬（塗り薬）を投与された。同人は、一旦自宅に戻った後、同日夕方、同診療所から「顔面打撲傷……約1週間の療養を要する見込み」との診断書の交付を受けた。

リ 同日、調教師会は、本件暴行について、同月28日に懲戒委員会を開くことを決定した。

ヌ 分会は、当日、定期大会を開催していたが、大会終了後、本件暴行についての善後策を検討し、とりあえずA2副分会長、A3書記長及びXがY調教師を見舞い、謝罪することとした。

午後5時30分頃、Xらは、Y調教師を見舞い、Xは本件暴行について謝罪した。また、A2副分会長及びA3書記長は、「暴力は容認できない。本人も反省していることだし、公の場で問題を提起しないで厩舎サイドで解決してほしい。」とY調教師に要請した。しかし、Y調教師は、「調教師会の事務局に報告してしまったので、自分の考えひとつではだめだ。」と答えた。

なお、この際、Y調教師には湿布をしたり、顔面が腫れたりしている様子は見られなかった。

ル 翌19日、Y調教師は、普段と変わった様子もなく、調教師会事務局に入っていた。

(2) Xの解雇

イ 同月19日、A 4分会長（以下「A 4分会長」という。）とB 3関東本部長（懲戒委員会委員長を兼務。以下「B 3本部長」という。）との会談が行われ、A 4分会長は、本件暴行について穏便な処置を要請したが、B 3本部長は、「懲戒委員会に付議する。」と答えるにとどまった。

ロ 同月20日、Y調教師は、頭部打撲、悪心、頭部痛、耳鳴りを主訴として掛付の沼崎医院で受診し、そのまま3月3日まで入院した。沼崎医院の所見でも、「外見的所見」で特記すべきものは認められず、入院中に受けた脳波・心電図・眼底の各検査でも特に異常は認められなかったが、血圧は170/100mm/Hg、2月23日に行った糖負荷試験における食後2時間血糖値は380mg/dlであった（食後2時間血糖値が200mg/dl以上の場合は、糖尿病が疑われるといわれている。）。

Y調教師は、入院中、頸部痛のための注射（入院直後7日間）、耳鳴りのため耳管通気及び鼓膜マッサージの治療を受けたほか、健胃剤、降圧剤、糖尿剤、精神安定剤が投与された。

ハ 同月21日、Xは、同じ厩舎の厩務員でY調教師のおいであるC 4（以下「C 4」という。）に同行を頼み、Y調教師の見舞いに行った。まず、C 4だけが面会し、Y調教師に対し、Xが見舞いに来ていることを告げたところ、同調教師は、「私自身の問題を通り越してしまっている。調教師会に預けた形になっているので、私の一存では決められない。大きな問題になっている。」と述べた。これに対し、C 4が「本人も反省しているので、調教師の判断で二度とやらないということによいのではないか。」と述べたが、Y調教師は、自分の問題を通り越してしまっている旨を繰り返した。結局、Xは、Y調教師に面会できなかった。

なお、この面会の際、Y調教師は、血圧が高いこと、後頭部の辺りが腫れていることをC 4に述べたが、その他の自覚症状を訴えることはなく、C 4もY調教師に外見上目立った傷、治療している形跡を認めることはなかった。

ニ 調教師会は、その頃、Y調教師及び両騎手から本件暴行についてB 2労務委員長及び調教師会事務局職員らにより事情を聴いたが、Xや本件暴行を目撃していたその他の厩務員からは事情聴取を行わなかった。

ホ 同月27日、調教師会は、本件暴行の取扱いについて分会に協議を申し入れ、それぞれ数名出席し、協議を行った。分会側は、穏便な措置を要請したが、調教師会側は、「期待されても困る。」と答えた。

ヘ 同月28日、調教師会は、本件暴行について懲戒委員会を開催し、B 2労務委員長からの上記ニの事情聴取の報告を受けて、審議の結果、Xについて懲戒解雇が相当であるが、罪一等を減じて普通解雇とする

旨決定した。

同日、調教師会は、この結果を分会に通知した。

ト 3月5日、分会と調教師会の間で協議が行われ、分会は、就業規則に定められた5日以内という範囲を超える1、2ヵ月の出勤停止でもよいから、解雇だけは避けてほしい旨要請し、再考するための懲戒委員会の開催を求めた。

なお、過去において、厩務員が問題を起こした場合、厩務員の懲戒として、就業規則の出勤停止の上限を超える1ヵ月又は6ヵ月の出勤停止処分を発令した例や調教師会の懲戒委員会に諮らずに当該厩務員を転厩することで問題を処理したものがあつた。このうちには、昭和54年頃、担当馬の治療上のことで口論となり、雇主であるD調教師を殴打した厩務員のKを、調教師会の懲戒委員会に諮らないまま分会とD調教師との話し合いにより転厩により処理したものが、また、数年前に出勤状況が悪いとして解雇の問題が生じていた厩務員のMについて、分会とMの雇主であるN調教師及び調教師会の話し合いにより、Mの転厩をY厩舎が受け入れて処理したものがあつた。

チ 翌6日、調教師会は、本件暴行について再度懲戒委員会を開催したが、当初の結論を維持することを決定した。

なお、ほぼ同時期に調教師会は、Xの転厩も認めない方針を決めた。

リ 同月7日、Y調教師は、Xに対し、「貴殿は、昭和61年2月18日午前10時35分頃、私に対し顔面を殴打する等して顔面打撲傷の傷害を負わせた。上記所為につき懲戒委員会は、就業規則第6条第5号及び6号、第38条により懲戒解雇に相当するところ、特に貴殿の将来を配慮し、通常解雇する旨の議決をした。よって、貴殿を3月13日付をもって解雇する。」との解雇通知を手渡した。また、調教師会は、同日、分会に対し、Xに解雇（以下「本件解雇」という。）を言い渡した旨を通知した。

なお、Xは、この処分のほか過去に処分を受けたことはなかつた。

ヌ 解雇事由の根拠とされた就業規則第6条は、厩務員の禁止行為について規定し、その第5号には「調教師、厩舎または馬主の名誉を害し、信用を傷つけるようなことをすること。」が、第6号には「競馬場の内外を問わず、不正または不法な行為をなし従業員としての品位を傷つけるようなことをすること。」が掲げられ、また、同第38条は、厩務員の懲戒について規定しているが、その第2項では、「厩務員に対する懲戒は……社団法人日本調教師会の定める懲戒委員会に付議して行なう。」とされている。

ル なお、調教師会の関東本部賞罰規程は、第5条から第10条で、調教師が開会の申し合せ事項等に違反した場合は、理事会で審議し、会長が総会に諮り、戒告し、又は譴責すると定め、それでもなお行跡が改まらないときは、再び上記の経路を経て退会を勧告し、本人が退会の



意志を表示しない場合は、除名することができるとしている。そして、万一除名された場合には、前記2の(2)の補助を受けられなくなる等の不利益がある。

懲戒委員会の決定に調教師が従わない場合も事情によっては当該調教師がこの懲戒手続の対象になるおそれがあり、そのこともあってか、懲戒委員会にかけられた事例でこれまで調教師が懲戒委員会の結論と異なる処分を行ったことはなかった。

## 5 厩務員等によるその他暴行事件等

### (1) Y厩舎におけるその他の暴行事件等

Y厩舎では、本件暴行のほか次のようなことがあった。

#### イ O厩務員の暴行事件等

- ① O厩務員（以下「O」という。）は、関東労委員長O（以下「O関東労委員長」という。）の息子で関東労に所属しているが、遅刻や無断欠勤が多く、厩務員等の間でも同人の就業態度が問題とされることが多かった。このため、Y調教師は、C2騎手やC4にOへの対応について相談したり、調教師会にOへの指導を依頼することがあったが、同人の態度は一向に改まらなかった。
- ② 昭和59年末又は同60年初め頃、Oが午後の作業に遅れたため、Y調教師は、Oに替わって厩舎作業をしていた。Oは、遅れて出勤した後、Y調教師に近寄ってきて同人に手を出しそうな様子だったので、Y調教師が自分を守ろうと寝蓑かきを手にしたところ、誤って自分の眉間にあて、顔面から出血するということがあった。
- ③ Oは、Y調教師が居あわせた休憩室で、同調教師に「この野郎」と叫び、鉄球を投げたことがあった。同調教師は、室外に出たため怪我はなかったが、鉄球があたった扉にはへこんだ跡が残った。
- ④ このほか、C4は、OがY調教師に対し、暴行を加えることを幾度も目撃したが、そのなかには非常な恐怖感を抱かせるような暴言、暴行が含まれていた。
- ⑤ Y調教師は、これらOの行為に対し、上記①のとおり、親戚関係にある厩舎従業員や調教師会に相談等をしたほかは同人を処分するようなことはなかった。

#### ロ Aの暴行事件

- ① Aは、関東労に所属しているY厩舎の調教助手である。
- ② 前記3の(1)のホの昭和60年12月14日の厩舎会議において、Aに対する進上金の支給の有無について問題となり、そのやりとりのなかでAは、Y調教師に罵声を浴びせたことがあった。そして、Y調教師がA及びOの勤務態度について注意し、ポケットから紙片を取り出して勤務評定する旨申し向けたところ、Aは、「自分とOのことしか書いてないのだろう。見せろ。」と述べつつ、Y調教師に近づき、同人の向こう脛をめがけて調教靴で蹴り上げた。

Y調教師は、このAの行為に対しても同人を処分するようなことはなかった。

(2) その他の厩舎における暴行事件

イ 昭和59年8月15日頃、競馬出走のために出張中の函館競馬場内でO関東労委員長は、「俺の馬にいちゃもんをつけるのか。」と言いつつ、他厩舎の調教師であるW調教師の顔面を殴打した。近くにいた厩務員が「委員長手をあげるな。」と叫び、O関東労委員長を制止しようとしたが、同人は、さらにW調教師の脛の辺りを蹴るとともに、「他人の馬を馬鹿にするな。」と述べつつ作業用のホークをW調教師の足元に突き刺した。

ロ このO関東労委員長の暴行の原因は、同人が所属するC5厩舎の騎手が同人の担当馬とW調教師の預託馬のどちらに騎乗するかをめぐり、W調教師がO関東労委員長の担当馬を罵ったことにあった。

ハ 翌日、A4分会長は、O関東労委員長の雇用主であり、調教師会の副会長でもあったC5調教師にこの事実を確認したところ、同調教師は、「あまり突っ込みなさんな。こういうことがあれば君のところも同じ扱いをするのだから。」と答えた。

ニ 結局、この件は調教師会には報告されず、O関東労委員長は何ら処分を受けなかった。

## 第2 当委員会の判断

### 1 調教師会の当事者適格について

(1) 再審査申立人らは、次のとおり主張する。

イ 厩務員に対する人事権は、労働契約上の使用者たる調教師の専権に属するものであり、調教師会が直接その意思により契約の成立、消滅及び変動に関与することはない。

ロ 厩務員の懲戒処分に関して調教師会が懲戒委員会を設けているのは、個々の調教師に厩務員の懲戒を任せてしまうと、その量刑に不均衡が生じ新たな紛争になるおそれがあるので、それを防ぐためである。そして、調教師は、通常、調教師会の懲戒委員会の決定を事実上尊重しているが、この決定には法的拘束力はなく、懲戒処分の最終的な決定権はあくまでも各調教師に専属しているものである。

ハ したがって、調教師会はXの使用者たる立場にはなく、本件について当事者適格を有しない。

(2) よって、以下判断する。

イ 前記第1の2の(1)認定のとおり、調教師会は、使用者団体として、厩務員組合と団体交渉を行ったり、各厩舎で統一して施行する就業規則の雛形を作成したり、人事委員会を設けて厩務員の募集、採用及び転厩について審議をしたり、懲戒委員会を設けて厩務員の懲戒について審議する等、厩務員等の労務に関する業務を行っていることが認められる。

そして、同4の(1)のト及び同(2)のへ、リ、ヌ認定のとおり、調教師が厩務員の懲戒処分を行うに当たっては、就業規則の定めにより調教師会の懲戒委員会に付議するものとされており、これまでに同委員会の決定と異なる処分を行った調教師はいなかったこと、また、本件解雇についても調教師会は、Y調教師からXの嚴重処分の要請を受けると懲戒委員会で処分を決定し、Y調教師はこの決定に従いY厩舎の就業規則に基づき解雇通告を行ったことが認められる。

ロ 調教師会が厩務員等の労務に関する業務を行うのは厩舎業界における統一的な取扱いをする必要からであり、これをもって本来調教師が有する厩務員に対する人事権等を法的に制約するものではないと認められる。また、調教師会の懲戒委員会で厩務員の懲戒処分について審議をすることにした趣旨は、厩務員に対する懲戒を個々の調教師に任せた場合、その取扱いが区々になり紛争に発展するおそれがあること等から、厩務員の懲戒処分に不均衡が生じないようにすることにあると認められ、本件解雇は、最終的にはY調教師が、自らの意思で懲戒委員会の決定どおり、同人の懲戒権に基づき行ったものと判断するのが相当である。

確かに、調教師会は懲戒委員会においてXの解雇を決定し、ほぼ同時期に、同人の他厩舎への転厩も認めない方針を決めており、これらの決定に従わない調教師は事情によっては調教師会の関東本部賞罰規程による懲戒手続の対象となるおそれもあるなど調教師会は調教師に対し強い影響力を持っており、これまでに同委員会の決定と異なる処分を行った調教師がいなかった等の事実が認められるが、これらの事実をもってしても、上記の判断を覆して、調教師会がXの使用者に当たるとまで認めることは困難である。

したがって、調教師会は本件解雇について、労働組合法第7条の使用者に当たらないとする再審査申立人らの主張には理由がある。

## 2 本件解雇について

(1) 再審査申立人らは、次のとおり主張する。

イ 本件解雇は、勤務時間中職場内において、使用者である調教師に対して暴行を加え、相手に傷害を負わせるという計画的かつ悪質な非違行為を理由とするものであり、Xが分会員であることや同人の組合活動を嫌悪して解雇したなどということはありえず、およそ本件解雇は不当労働行為とは無縁のものである。

また、再審査申立人らは、Xが組合活動家であるなどという認識はなかった。そして、Xの言動は組合活動として厩舎における騎手問題を取り上げたのではなく、自己の担当馬を入賞させて進上金を手にできるよう意図したものに過ぎず、何ら組合活動といわれるものではない。

ロ 初審命令は、本件暴行がY調教師に挑発されたXが突発的に行った

偶発的な出来事であり、その暴力も最低限度のもので、傷害程度も極めて軽くXの行為は解雇に値するものではないとするが、本件暴行は、Xの私憤ないし欲望から使用者であるY調教師に計画的に暴行を加え、同人に頭部打撲等により12日間の入院を要する傷害を与えたものであり、企業秩序及び労使関係の面からも到底見過しえない悪質な事案である。

(2) よって、以下判断する。

イ 本件暴行について

(イ) 本件暴行に至る経緯として次のような事実が認められる。

① まず、前記第1の3の(1)認定のとおり、Y厩舎にはY調教師の息子であるC1騎手及び娘婿のC2騎手の2名の騎手がいたが、両騎手の成績が芳しくなかったことなどから同厩舎の競馬成績も悪く、特に昭和60年の同厩舎所属厩務員一人当たりの平均進上金額は、全厩舎平均より極端に少なく、同58年、同59年に比べ激減していた。

また、昭和60年3月頃、Y調教師は、厩務員の要求を入れ同59年9月にフリーとしたC1騎手を再び同厩舎の騎手に戻していたことなどから、これら騎手問題やY調教師の厩舎運営のあり方等が問題となり、同人に対する厩務員の強い不満が生じていた。このため同厩舎で同60年に数回開いた厩舎会議では、特に新馬の騎手を有名騎手に依頼すること等の厩務員の騎手問題についての要求に対し、Y調教師は、要求については配慮したい旨答えていたが、更に、同年12月には調教師会と関東労及び調教師会と分会との立会いの下で、Y調教師と同厩舎の各組合代表との話し合いが必要になるような異例の事態に至っていた。そして、分会との話し合いの中でY調教師は、同厩舎の分会員代表として出席したXらがY調教師に騎手問題の改善や労務管理上の要望を出したことに對し、過去を反省し今後の協力を求めるとともに、その翌日に開かれた厩舎会議においてY調教師は同厩舎以外の騎手を使うことについて検討することを約束した。

② 前記第1の4の(1)のイからへまで認定のとおり、本件暴行の当日、厩務員組合と調教師会との申合せによる厳寒期から冬期への馬の調教開始時刻の切り替えを延期する通知が不徹底であったため、冬期の開始時刻に切り替えて作業を開始していたXに対しY調教師は、「自分の見ていない所で調教した馬は使わない。」旨発言した。この後、Xの担当馬である新馬キヌブエ号の騎手を誰にするかで両者は口論となり、C2騎手かC1騎手を乗せると主張するY調教師に対しXが約束が違うとして強く騎手の交代を要求したため、これに怒ったY調教師は、Xの担当馬について「そんなに文句を言うのなら2頭とも使わない。」旨発言した。

これらY調教師の言動は、前記①の話合いの経緯に反し、Xの収入に直接、重大な影響を生じさせるおそれもあることからXが同人に翻意を迫ったものである。もとより騎手については本来調教師側が決定するものとはいえ、騎手問題は当時のY厩舎における重要な課題であり、厩舎会議での話合いの経緯を考えればY調教師は、Xに対してより誠実な態度で応じるべきであるのにそれをせず、自分と身内の両騎手を擁護するあまりにXの担当馬を使わないなどと発言し、さらに、担当馬の出走を求めるXを無視するなど、Xを刺激するような言動をとったことが契機となり、本件暴行が発生したものと判断するのが相当である。

(ロ) 本件暴行の態様について見ると、前記第1の4の(1)のへ認定のとおり、Xが就業時間中にY厩舎の騎手や厩務員の面前において、Y調教師に対し肩に手をかけ振り向かせ、左右の手で2回顔面を殴打し、他の厩務員がXの手を押さえ制止したものであることが認められる。

(ハ) 本件暴行による傷害の程度について見ると、前記第1の4の(1)のト、チ、ヌ及び同(2)ロ、ハ認定のとおり、①Y調教師は、本件暴行後、先ず調教師会事務局に行き、事件の報告とXの嚴重処分の要請をしたのち、美浦診療所に赴き受診をしたが、その際、レントゲン検査による異常や顔面打撲による外傷、腫脹、皮下出血等は認められず消炎鎮痛薬（塗り薬）の投与を受け、同日夕方、同診療所から「約1週間の療養を要する見込み」との診断書の交付を受けたこと、②Y調教師は、その2日後の昭和61年2月20日から12日間、掛付の沼崎医院に入院し、そこで頭部痛及び耳鳴りの治療を受けたが、C6医師の所見でも外見的には特記すべきものは認められず、入院中の脳波、心電図、眼底の各検査でも特に異常は認められてはいないが血圧及び血糖値が高く降圧剤や糖尿剤の投与等を受けていたこと等が認められ、また、③本件暴行当日及び2月21日に分会役員ら及びC4がY調教師を見舞った際、いずれも同人には湿布をしたり、顔面が腫れたりしている様子は見られなかったことが認められる。なお、④Y調教師が本件暴行について初審で証言した内容の中には、本件暴行後、直ちに診療所に行き検査と治療を受けた。診療所で湿布や注射をした、沼崎医院における検査の結果「脳波がおかしい」と言われたなど、事実を反しあえて本件暴行による傷害の程度を誇張したところが認められる。

以上からすると、本件暴行によりY調教師は一定期間の療養を必要としたものと認められるが、同人の12日間にわたる入院のすべてが本件暴行に直接起因するものとする再審査申立人らの主張をそのまま採用することは困難である。

(ニ) 上記のところから判断すると、本件暴行は就業時間中に使用者で

あるY調教師を他の厩務員等の前で2回殴打し、一定期間の療養を必要とさせたものであり上記(イ)の経緯等を考慮してもなお、非難されてもやむをえないものである。

ロ 本件暴行に対する処分について

(イ) 前記第1の4の(2)のニからヌまで認定のとおり、調教師会は、懲戒委員会においてY調教師及びその身内である両騎手からの事情聴取報告を基にしてXの解雇を決定し、ほぼ同時期に、同人の転厩も認めない方針を決めるという状況の中で、Y調教師はこの決定に基づき昭和61年3月13日付けでXの解雇を行ったものである。

(ロ) しかしながら、前記第1の5の(1)認定のとおり、これまでもY厩舎では本件暴行のほかに数件の暴行事件等が発生していた。このうち関東労所属でO関東労委員長の息子のO厩務員は居合わせたY調教師に「この野郎」と叫び、鉄球を投げる等の暴行をし、また、同組合所属のA調教助手はY調教師の向こう脛をめがけて調教靴で蹴り上げる等の暴行をしていた。さらに、同5の(2)認定のとおり、他厩舎の例として、O関東労委員長が他厩舎の調教師の顔面を殴打し、近くにいた他の厩務員の制止にもかかわらずさらに同調教師の脛の辺りを蹴る等の暴行事件が発生していた。しかし、これらの暴行事件についてはいずれも処分はされておらず、不問にされていたことが認められる。また、同4の(2)のト認定のとおり、昭和54年頃、D調教師を殴打した厩務員Kは調教師会の懲戒委員会に諮らないまま転厩により処理されていた例が認められる。確かに、これらの事件は態様等について本件暴行と異なる面があることも否定できないが、これらについては、全く不問にされ、あるいは転厩により処理されている状況の中で一方において、Xのみを本件暴行を理由にして、他の厩舎への転厩が著しく困難な状況の中であえて解雇処分としたことは、本件暴行の経緯等をも併せ考えると著しく均衡を欠くものといわざるをえない。

ハ Xの組合活動について

前記第1の3の(2)認定のとおり、Xは、以前に分会代議員として職場の苦情について調教師との交渉に当たったり、春闘時の闘争委員を務めたりしたことがあった。

そしてXは、昭和57年頃から開催されたY厩舎の厩舎会議で出された厩務員の不満を取りまとめた要望書をY調教師に提出し、回答を求める等の活動を行い、また、同3の(1)のハ認定のとおり、昭和60年には4、5回開催された厩舎会議においてXが中心となって問題の改善を強く求める等の活動を行っていた。さらに、上記イの(イ)の①のとおり、Xは、分会の立会いによるY調教師との話合いにY厩舎の分会員代表の一人として出席し、Y調教師に対し、同厩舎における騎手問題等の改善を求めるなど積極的に厩舎内の活動を行ってきた。これ

らの厩舎内活動の対象事項は、再審査申立人らの主張のとおり、Xの利益につながるものが少なくなかったが同時に、厩務員全体の収入等の労働条件に直接関連することでもあり、これらを同厩舎内における分会の代表として、あるいは同厩舎内の分会の活動の中心的存在として、厩舎全体の問題として改善を求めたものであるから、Xが同厩舎の現状改善のために行った活動は単なる個人的利益のためのもではなく、同厩舎の分会員を代表して行った組合活動の一環であると認めるのが相当である。

そして、Y調教師は、これらの組合活動の中でXらから厩舎運営上のミスや身内の両騎手の技量を強く批判され、その結果、厩舎会議において厩務員らの前で「要求については配慮したい」、「十分反省してやっていく」、所属騎手以外の騎手を使用することについて検討する等の発言をせざるをえないところまで追い込まれていたものである。したがって、Y調教師は、Xのこれらの組合活動を不快に思い、組合活動に起因してXを嫌悪するに至ったものと認められる。

本件暴行は、直接的にはXの担当馬を使う、使わないというX個人に関する問題から発生したものであるが、日頃からXの組合活動を嫌悪していたY調教師は、この暴行事件を口実にして、同人を殊更、嚴重に処分しようとしたものであると見るのが相当である。

ニ 以上を総合すると、本件暴行は非難されてもやむをえないものであるが、これに対する処分は、Y厩舎等における過去の他の厩務員等による暴行事件等の取扱例と比べ、また、本件暴行発生の経緯等をも併せ考えると著しく均衡を失っており、本件解雇は、Xの本件暴行を口実として、かねてからY厩舎内で組合活動を中心的に行いY調教師に批判的な動きをしてきたXを嫌悪するY調教師が、同人を同厩舎から排除することを意図して、調教師会の懲戒委員会の決定が他の厩務員等の取扱例との均衡を著しく欠く処分と知りながら、その決定どおりに行ったものであるといわざるをえない。これは、Xの組合活動を理由とした不利益取扱いであると同時に組合運営に対する支配介入であり、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

以上により、

- ① 本件解雇については、調教師会は労働組合法第7条の使用者とは認められないので、再審査被申立人らの調教師会に対する本件救済申立てを却下する。
- ② 本件解雇は労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であり、これをなかつたものとして取り扱うべきものであるが、本件解雇の原因となった本件暴行は非難されてもやむをえないものであることを考慮して、初審命令主文を主文Iの2から4までのとおり変更するほか、その余の本件再審査申立てには理由がない

ので棄却する。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条及び第56条により準用される第34条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成5年5月12日

中央労働委員会

会長 萩澤清彦 ㊟